定期刊行物 毎月3回1の日発行／©企業通信社2014　昭和40年8月27日第三種郵便物認可

労働調査会発行

労働基準広報

2014 No.1810
2/21

CONTENTS

連載 トラブル防止の労働法実務 ―― 6

～第18回・賃金・退職金の法律知識②～

最低賃金は雇用形態等に関係なくすべての労働者に適用される

今回は、「賃金・退職金の法律知識②」として、「賃金差別の禁止」、「最低賃金」、「平均賃金」などについて解説してもらった。使用者は、正社員、パート、契約社員などのすべての従業員に対して法定の最低賃金額以上の額の賃金を支払わなければならない。この最低賃金制度は障害者など最低賃金の減額特例制度が適用される者を除き、雇用形態等に関係なく、正社員のほか、パート、アルバイト、臨時・日雇労働者、外国人労働者などにも適用される。

（労務コンサルタント・布施直春）

●トピック／次世代法、パート労働法、雇用保険法〈改正法律案要綱のポイント〉 ―― 20

無期契約要件を削除し通常の労働者と同視すべきパートの範囲を拡大

今年１月中旬から下旬にかけて、数本の労働法関係の改正法律案要綱の諮問・答申が行われた。ここでは、①次世代育成支援対策推進法、②パートタイム労働法、③雇用保険法――の改正法律案要綱のポイントをみていく。

（編集部）

●労働局ジャーナル ―― 25

技能実習生の受入適正化推進のため監理団体等に対し労働条件の確保等を要請

〔岐阜労働局〕

●新企業事例／現場に聞く！ 障害者雇用の今 ③ ―― 26

新企画 本人の希望やスキルに応じ職域を拡大 編集などクリエイティブな業務に従事

～株式会社シータス＆ゼネラルプレス～

（編集部）

●NEWS ―― 1

（パート法改正案が今通常国会に提出の運び）雇入れ時に賃金の均衡措置の説明を義務化／（安衛法改正案要綱示される）職場の全面禁煙、空間分煙は事業者の努力義務に／（今春新卒予定者の就職内定状況）大学の内定率は前年同期比1.6ポイント増の76.6%／ほか

●企業の安全配慮義務／過労死・過労自殺 そのときどうする？ ―― 32

第36回　具体的事例検討⑮　打刻は虚偽との主張

特段の事情ない限りタイムカードの時間は労働実態あると推認される

（弁護士・井澤慎次）

●労務資料　平成25年賃金引上げ等の実態調査結果②～賃金の改定事情等～ ―― 41●連載　労働スクランブル⑫（労働評論家・飯田康夫）―― 46●わたしの監督雑感　京都・京都上労働基準監督署次長　古澤稔正 ―― 54●今月の資料室 ―― 56

労務相談室

			回答者
労働基準法	〔契約件数に応じた営業社員の歩合給〕年休日の賃金に含むのか	48	弁護士・岡村光男
賃金関係	〔退職金規程の変更検討〕分割や年金支払い可能か	50	弁護士・新弘江
税務	〔退職者に30万円の未払い賃金支払う〕退職所得になるのか	52	弁護士・鈴木一嗣

バックナンバーが閲覧できます!!

http://rouki.chosakai.ne.jp/

＊＊本誌ご購読の皆様へ＊＊

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内